

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

令和4年10月

埼玉県人事委員会

令和4年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和4年10月20日
埼玉県人事委員会
委員長 池本誠司

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告（意見）及び勧告を行いました。

はじめに、職員の皆様が、依然として続く新型コロナウイルス感染症や相次ぐ台風等の自然災害への対応をはじめとして、県民の安心・安全の確保のために日々全力で職務を遂行されていることにつきまして、改めて心からの敬意を表します。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を940円（0.25%）下回る結果となりました。こうしたことを踏まえるとともに、人事院勧告における改定内容等も考慮し、初任給をはじめ主として若年層について給料表の水準を引き上げることを勧告しました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.40月分に引き上げることを勧告しました。

月例給と特別給の引上げは3年ぶりとなります。公務を取り巻く環境が厳しい中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆様にとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

人事管理に関しては、デジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた取組が進められるなど時代の転換点を迎えている中、新しい価値観に対応し、変革にチャレンジする人材が不可欠となっています。このことを踏まえ、人材の確保及び育成、誰もが活躍できる職場づくり、働き方改革と勤務環境の整備等について、課題や取組の報告を行いました。

職員の皆様にあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等に述べた内容について、必要な措置を取られるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

本年の給与勧告の主なポイント / 職員給与と民間給与との比較及び改定

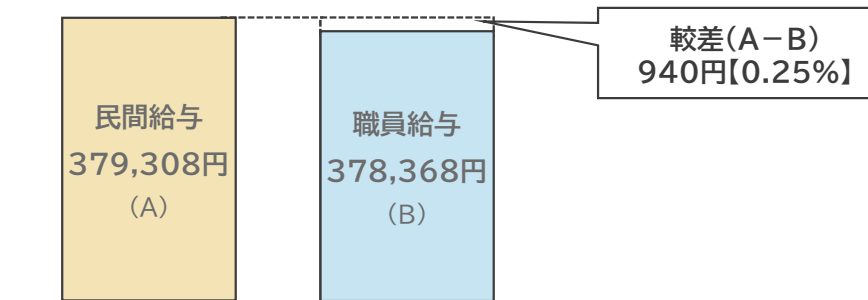
《本年の給与勧告の主なポイント》

◎月例給を引上げ(民間との較差940円/0.25%)

◎ボーナス(特別給)を引上げ(4.30月⇒4.40月)

1 月例給

- 本年4月分の職員給与と民間給与について、役職・学歴・年齢を同じくする者同士を比較(ラスパイレス方式)



- 公民較差の状況等を考慮し、給料表を改定
(初任給をはじめ主として若年層について引上げ)

職員給与 行政職給料表適用職員8,402人(新規学卒者等を除く)
平均年齢:42.0歳 平均経験年数:19.6年

民間給与 県内2,096事業所のうち無作為に抽出した474事業所を対象に調査
(調査完了率 83.0%)

2 特別給

- 昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの年間支給割合と職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を比較
- 民間の年間支給割合に見合うように、職員の年間支給月数を引上げ
(年間4.30月 → 4.40月、引上げ分は勤勉手当の支給月数に配分)

(一般職員の場合の支給月数)※+0.10月分を次のように反映

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当 勤勉手当	1.20 月(支給済み) 0.95 月(支給済み)	1.20 月(改定なし) 1.05 月(現行0.95月)
令和5年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.20 月 1.00 月	1.20 月 1.00 月

人事管理に関する報告(意見)

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

- 民間との人材獲得競争に対応できるよう、より多くの人を受験しやすい採用試験制度となるための検討が必要
- 大学1、2年生や高校生等の早い段階から現場見学会やインターンシップ等を実施し、志望の動機付けを図るなどの取組を積極的に進めることが必要

(2) 人材の育成

- 行政課題が複雑、高度化する中、専門研修や国・民間企業等との人材交流を推進するなど、専門知識を向上させ課題解決が図れる人材の育成が必要

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- 意欲や能力等のある者が将来の県政の中核を担う人材へステップアップを図れるよう主査級昇任試験の受験率向上に取り組むことが必要

2 誰もが活躍できる職場づくり

(1) 女性職員の活躍推進

- 女性職員の能力や職歴、家庭事情などを十分に考慮して職域の拡大等を進めていくことが必要

(2) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- 高齢層職員の能力及び経験を最大限活用するとともに、次世代の職員に対する知識等の伝承を円滑かつ確実に進めていくことが重要

(3) 障害のある職員の活躍推進

- 障害のある職員一人一人の能力、特性等を把握し、活躍の場を広げていくことや働きやすい職場づくりが必要

(4) 会計年度任用職員の働きやすい環境づくり

- 会計年度任用職員は様々な職種と共に働く地方行政の重要な担い手であり、働きやすい環境づくりについて研究していくことが必要

(5) 性の多様性を尊重した職場づくり

- LGBTQの職員にとって働きやすい勤務環境としていくため、職員全体への研修の実施など意識啓発の充実を図ることが重要

人事管理に関する報告(意見)

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を踏まえた新たな働き方

- 多様な人材が活躍できる新たな働き方として、テレワークの推進が必要
- デジタル技術の活用により生み出された時間を県民との対話や現場での対応などに振り向け、県政の推進と働き方の質の向上を期待

(2) 育児休業の取得促進など仕事と生活の両立支援の推進

- 男性職員の育児休業取得のため、男性職員、職場全体の意識改革を引き続き図ることが必要
- 介護離職を防ぎ、優秀な人材が活躍し続けられるよう、介護休暇制度の活用など職場の理解とサポートの取組が必要

(3) 総実勤務時間の縮減

- 恒常的な長時間の時間外勤務には、業務量に応じた適切な組織体制や職員配置などによる対応が必要
- 働き方改革は教育の質の確保の面からも極めて重要であり、働きやすい環境を整備することで、多くの優秀な教員を確保することが必要

(4) 性の多様性を尊重した勤務条件の整備

- 職員の勤務条件について、多様な性の在り方の尊重と平等取扱いの観点から不利益が生じないようにすることが重要

(5) 心身の健康管理

- 管理職がメンタルヘルスについて正しい知識を持ち理解を深めることにより、未然防止、早期発見に努めるとともに、関係機関と連携することが必要
- 職員の健康管理には執務環境が適切に保たれるように留意することが重要

(6) ハラスメントの防止

- 職員が各種ハラスメントへの理解を深められるよう、研修の実施や相談窓口の周知徹底を図ることが必要

(7) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

- 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民からの信頼に応えるため、高い倫理感、使命感をもって行動すべきことを改めて深く自覚することが重要



人委第434号
令和4年10月20日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎一様

埼玉県知事 大野 元裕様

埼玉県人事委員会

委員長 池本 誠司

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方	1
I 公民給与較差に基づく給与改定	
1 職員の給与の状況	1
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査	2
(1) 最近の経済情勢等	
ア 民間賃金の動向	
イ 物価及び生計費	
ウ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 職員給与と民間給与との比較	4
(1) 月例給	
(2) 特別給	

4	人事院の報告及び勧告における国の改定状況等	5
5	本年の給与改定	5
	(1) 給与改定の基本方針	
	(2) 給与改定の内容	
	ア 給料表	
	イ 期末手当・勤勉手当	
II	勧告実施の要請	6
	別紙第2 勧告	7
	別紙第3 人事管理に関する報告（意見）	
I	はじめに	25
II	主な課題と具体的方向	
1	人材の確保及び育成	25
	(1) 人材の確保	
	(2) 人材の育成	
	(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底	
2	誰もが活躍できる職場づくり	29
	(1) 女性職員の活躍推進	

(2) 高齢層職員の能力及び経験の活用	
(3) 障害のある職員の活躍推進	
(4) 会計年度任用職員の働きやすい環境づくり	
(5) 性の多様性を尊重した職場づくり	
3 働き方改革と勤務環境の整備等	31
(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を踏まえた新たな働き方	
(2) 育児休業の取得促進など仕事と生活の両立支援の推進	
(3) 総実勤務時間の縮減	
ア 時間外勤務の縮減と休暇の取得	
イ 教職員の働き方改革	
(4) 性の多様性を尊重した勤務条件の整備	
(5) 心身の健康管理	
(6) ハラスメントの防止	
(7) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底	

職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々々の経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。また、民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、職員及び県内の民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、職員の給与について、様々な角度から検討を行った。

その結果、次のとおり報告及び勧告を行うものである。

I 公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和4年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

本年4月の職員の総数は前年比356人増の54,542人となっている。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の7種10給料表並びに特定任期付職員の給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒80.2%、短大卒5.7%、高校卒14.1%、中学卒0.0%となっており、性別人員構成比は男性59.0%、女性41.0%となっている。

(参考資料第1表)

(2) 平均給与月額

本年4月の民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員は8,402人で昨年より109人の増加、平均年齢は42.0歳で昨年

より0.3歳の低下、平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は378,368円で昨年より3,699円の減少となっている。

（参考資料第2表）

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は39.4歳、平均給与月額は397,311円となっている。

（参考資料第3表）

2 民間給与等の調査

(1) 最近の経済情勢等

ア 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査地方調査」（県統計課、事業所規模30人以上）によると、本年4月の常用労働者（パートタイム労働者を含む。）の所定内給与は、昨年4月と比べて0.1%増加している。

（参考資料第21表）

イ 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数（県統計課）は、昨年4月と比べて2.4%増加している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ202,980円（昨年217,440円）、227,190円（同236,550円）及び251,380円（同255,640円）となっている。また、「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、129,510円（昨年130,800円）となっている。

（参考資料第20表・第21表）

ウ 雇用情勢

「埼玉労働市場ニュース」（埼玉労働局）によると、本年4月の本県の有効求人倍率、新規求人倍率（いずれも就業地別、季節調整値）は、それぞれ1.12倍（昨年1.01倍）、2.00倍（同1.79倍）となっている。

(2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「令和4年職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

ア 調査の方法及び内容

本委員会は、職員給与と民間給与とのラスパイレス方式による精密な比較を行うため、人事院及びさいたま市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,096（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した474の事業所について調査を行った。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象としていない。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種である研究員等の職種の合計54職種、15,675人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

本年の調査完了率は、各民間事業所の協力を得て、83.0%という高い水準であり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

(参考資料第10表)

イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第11表及び第12表のとおりとなっている。

ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で27.3%、高校卒で13.3%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で37.3%（昨年25.9%）、高校卒で46.7%（同37.6%）となっており、昨年と比べてそれぞれ11.4ポイント、9.1ポイント増加している。

(参考資料第13表)

エ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については38.8%（昨年27.4%）、管理職（課長級）については24.6%（同21.0%）となっており、昨年と比べてそれぞれ11.4ポイント、3.6ポイント増加している。

一方、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については90.1%（昨年90.0%）、管理職（課長級）については74.4%（同75.3%）となっている。また、昇給額を昨年と比べて増額した事業所の割合は、それぞれ26.1%（昨年20.2%）、19.5%（同15.7%）となっている。

(参考資料第14表・第15表)

(1)及び(2)を踏まえると、民間賃金の動向や雇用情勢等から、経済は持ち直しの動きが見られるとともに、物価が上昇している中、初任給の引上げをはじめとして本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。

3 職員給与と民間給与との比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均940円（0.25%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A－B	$(A-B) / B \times 100$
379,308円	378,368円	940円	0.25%

(注) 民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の内4.39月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間の特別給の年間支給割合を下回っていた。

(参考資料第17表)

職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4. 39月	4. 30月

4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況等

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

本年の給与改定は、民間の賃金引上げの動きを反映して、3年ぶりに月例給、特別給をともに引き上げる内容となった。月例給については、初任給をはじめ20歳台半ばまでの職員が在職する号俸に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について引き上げるとともに、特別給についても、期末手当・勤勉手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げることとしている。

また、給与制度について、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、社会と公務の変化に応じたアップデートを図るとしている。なお、スケジュールについては、令和5年夏に具体的な措置についての骨格案を、令和6年にその時点で必要な成案を示し、施策を講ずることを目指し、その後も定年引上げの完成を見据えた更なる措置等に向けて対応を図っていくとしている。

(参考資料第19表)

5 本年の給与改定

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告等の状況は、以上のとおりである。

これらを総合的に勘案した結果、職員の給与改定について以下のとおり報告する。

(1) 給与改定の基本方針

前記3のとおり、本年4月の時点で、月例給については職員給与が民間給与を940円(0.25%)下回るとともに、特別給についても職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ることが判明した。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会としては、民間給与との均衡を図るため、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適当であると判断した。月例給については、基本的な給与である給料月額の改定を行うこととした。

特別給については、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げることとした。

なお、月例給の改定については、本年4月時点の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間企業における初任給の動向や俸給表改定の対象を若年層とした人事院勧告等を踏まえ、初任給をはじめ主として若年層について引上げ改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、0.05月単位で改定を行ってきていることから、支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分については、勤勉手当に割り振ることとする。

また、再任用職員及び再任用学校職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げる。

II 勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するため、月例給及び特別給を引き上げる内容となった。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、その努力や成果に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) (イ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員及び再任用学校職員にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員及び教育四級職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員及び再任用学校職員にあつては、0.6月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員及び教育四級職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

公安職 給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,800
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,000
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,200

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
	94	300,600	324,200	350,600	384,200					
	95	301,700	325,600	352,100	384,800					
	96	303,000	326,900	353,600	385,300					
	97	304,100	328,100	354,900	385,700					
	98	305,300	329,400	356,100	386,100					
	99	306,500	330,700	357,200	386,700					
	100	307,700	332,000	358,400	387,200					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員	101	308,900	333,400	359,500	387,600						
	102	309,900	334,300	360,600	388,100						
	103	311,000	335,400	361,700	388,700						
	104	312,000	336,600	362,900	389,200						
	105	312,800	337,700	364,100	389,500						
	106	313,400	338,800	364,600	389,900						
	107	314,000	339,800	365,200	390,400						
	108	314,700	340,900	365,800	390,700						
	109	315,200	342,100	366,400	391,000						
	110	315,700	343,100	366,900	391,500						
	111	316,200	344,100	367,400	392,000						
	112	316,800	345,000	367,900	392,500						
	113	317,600	345,900	368,300	392,800						
	114	318,300	346,800	368,700	393,300						
	115	319,000	347,800	369,300	393,800						
	116	319,700	348,800	369,800	394,300						
	117	320,300	349,800	370,200	394,600						
	118	321,100	350,300	370,700	395,100						
	119	321,800	350,900	371,300	395,600						
	120	322,600	351,500	371,800	396,100						
	121	323,200	351,800	372,000	396,500						
	122	323,500	352,200	372,500	397,000						
	123	324,000	352,700	373,000	397,400						
	124	324,500	353,100	373,400	397,900						
	125	324,800	353,500	373,900	398,300						
	126		353,900	374,400							
	127		354,400	374,900							
	128		354,800	375,400							
	129		355,200	375,700							
	130		355,600	376,200							
	131		356,000	376,700							
	132		356,400	377,200							
	133		356,600	377,500							
	134		357,100	378,000							
	135		357,500	378,400							
	136		357,800	378,800							
	137		358,100	379,100							
	138		358,500	379,600							
	139		359,000	380,100							
	140		359,500	380,600							
	141		359,800	380,900							
	142		360,300								
	143		360,800								
	144		361,300								
	145		361,600								
	再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考
1 この表は、警察官に適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
再任用職員以外の職員	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600	439,900	
	75	265,700	319,700	389,200	440,400	
	76	266,700	320,800	389,900	440,900	
	77	267,700	321,900	390,600	441,400	
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		
	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400			
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

医療職給料表 イ 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
再任用職員以外の職員	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円	円	
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900				
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400				
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900				
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400				
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700				
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200				
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600				
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000				
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400				
	86		289,500	325,400	346,300					
	87		289,700	325,600	346,600					
	88		289,900	326,000	346,900					
	89		290,300	326,400	347,300					
	90		290,500	326,800	347,600					
	91		290,700	327,200	348,000					
	92		290,900	327,600	348,300					
	93		291,300	327,900	348,700					
	94		291,500	328,100	349,000					
	95		291,700	328,500	349,300					
	96		292,000	328,800	349,600					
	97		292,400	329,000	349,900					
	98		292,700	329,300	350,300					
	99		292,900	329,600	350,700					
	100		293,200	329,900	351,100					
	101		293,500	330,100	351,600					
	102		293,700	330,400	352,000					
	103		293,900	330,800	352,400					
	104		294,200	331,000	352,800					
	105		294,500	331,200	353,300					
	106			331,400						
	107			331,800						
	108			332,000						
	109			332,200						
	110			332,600						
	111			333,000						
	112			333,400						
	113			333,600						
	再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考
1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ハ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
1		169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2		171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3		172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4		174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5		175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6		177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7		178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8		180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9		181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10		183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11		184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12		186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13		187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14		189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15		191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16		193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17		195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18		197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19		199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20		201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21		203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22		205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23		207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24		209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25		211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26		212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27		213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28		215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29		216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30		217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31		218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32		219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33		221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34		222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35		223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36		224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37		226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38		227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39		228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40		230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41		231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42		232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43		233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44		235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45		236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46		237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47		239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48		240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49		241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50		242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51		243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52		244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53		245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54		246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55		246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56		247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
57		248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58		249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59		250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60		250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61		251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62		252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63		253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64		254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65		254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66		255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67		256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68		257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69		257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70		258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	431,000	
71		259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	431,300	
72		260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	431,600	
73		261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	431,900	
74		263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,200	
75		264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,500	
76		265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	432,800	
77		266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	433,100	
78		267,200	297,500	333,400	358,000	386,600	433,400	
79		268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	433,700	
80		269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	434,000	
81		270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	434,300	
82		271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	434,600	
83		272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	434,900	
84		273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	435,200	
85		273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	435,500	
86		274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	435,800	
87		275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	436,100	
88		276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	436,400	
89		277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	436,700	
90		278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	437,000	
91		279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	437,300	
92		280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	437,600	
93		280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	437,900	
94		281,900	315,000	348,400	366,400	393,100	438,200	
95		282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	438,500	
96		283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	438,800	
97		284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	439,100	
98		285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	439,400	
99		285,800	317,900	351,000	368,700	395,100	439,700	
100		286,700	318,600	351,400	369,200	395,500	440,000	
101		287,500	319,000	351,900	369,800	395,900	440,300	
102		288,300	319,600	352,300	370,300	396,300	440,600	
103		289,100	320,200	352,800	370,800	396,700	440,900	
104		289,900	320,800	353,200	371,200	397,100	441,200	
105		290,600	321,200	353,500	371,800	397,500	441,500	
106		291,100	321,700	354,000	372,300	397,900	441,800	
107		291,600	322,200	354,400	372,800	398,300	442,100	
108		292,100	322,700	354,700	373,300	398,700	442,400	
109		292,300	323,100	355,200	373,900	399,100	442,700	
110		292,600	323,500	355,700	374,300	399,500	443,000	
111		292,800	323,800	356,200	374,800	399,900	443,300	
112		293,200	324,100	356,700	375,300	400,300	443,600	
113		293,500	324,500	357,200	375,900	400,700	443,900	
114		293,700	324,900	357,700	376,400	401,100	444,200	
115		294,100	325,300	358,200	376,900	401,500	444,500	
116		294,400	325,600	358,600	377,400	401,900	444,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	117	294,700	325,800	359,000				
	118	295,000	326,100	359,400				
	119	295,300	326,500	359,900				
	120	295,700	326,700	360,400				
	121	296,000	326,900	360,800				
	122	296,400	327,200	361,300				
	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300					
	127	297,800	328,700					
	128	298,200	328,900					
	129	298,400	329,100					
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

教育職給料表 イ 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	475,400
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	476,700
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	477,400
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	478,100
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	478,700
	46	244,200	301,300	362,300	411,900	479,400
	47	245,500	303,500	364,200	413,400	480,100
	48	246,600	306,100	366,200	415,000	480,800
	49	247,900	308,300	367,800	416,700	481,400
	50	249,300	310,700	369,600	418,100	482,100
	51	250,500	313,000	371,500	419,700	482,800
	52	251,900	315,200	373,500	421,200	483,500
	53	253,000	317,300	375,300	422,900	484,100
	54	254,200	319,100	377,100	424,400	484,800
	55	255,500	320,700	378,900	426,000	485,500
	56	256,500	322,300	380,600	427,600	486,200

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職員 以外の 学校 職員		円	円	円	円	円
	57	257,800	324,200	382,100	429,100	486,800
	58	258,500	326,300	383,700	430,600	487,500
	59	259,600	328,400	385,400	431,800	488,200
	60	260,600	330,400	387,100	433,000	488,900
	61	261,700	332,500	388,300	434,200	489,500
	62	262,600	334,600	389,700	435,500	
	63	263,700	336,800	391,100	436,800	
	64	264,500	339,000	392,400	438,000	
	65	265,800	340,700	393,800	439,200	
	66	267,200	342,900	395,000	440,400	
	67	268,600	344,900	396,400	441,600	
	68	270,200	347,100	397,800	442,800	
	69	271,500	348,900	399,100	444,000	
	70	272,800	350,800	400,400	445,200	
	71	274,100	352,800	401,800	446,400	
	72	275,400	354,800	403,100	447,600	
	73	276,400	356,400	404,400	448,700	
	74	277,600	358,300	405,800	449,300	
	75	278,900	360,100	407,200	449,800	
	76	279,900	362,000	408,500	450,300	
	77	280,800	363,800	409,700	450,800	
	78	281,800	365,500	410,900	451,400	
	79	282,800	367,200	412,200	451,900	
	80	283,800	368,800	413,600	452,400	
	81	284,900	370,300	414,900	452,900	
	82	286,100	371,800	416,100	453,500	
	83	287,300	373,300	417,100	454,000	
	84	288,500	374,700	418,300	454,500	
	85	289,500	375,800	419,500	455,000	
	86	290,600	377,200	420,700	455,600	
	87	291,600	378,600	421,900	456,100	
	88	292,800	379,900	422,900	456,600	
	89	293,900	381,200	424,000	457,100	
	90	295,000	382,500	425,000	457,700	
	91	296,200	383,700	426,000	458,200	
	92	297,400	385,000	427,000	458,700	
	93	297,900	386,300	427,900	459,200	
	94	298,900	387,400	428,700	459,800	
	95	300,000	388,700	429,500	460,300	
	96	301,200	389,900	430,300	460,800	
	97	302,200	391,300	431,100	461,300	
	98	303,300	392,300	431,500	461,900	
	99	304,300	393,400	431,900	462,400	
	100	305,400	394,400	432,300	462,900	
	101	306,300	395,300	432,700	463,400	
	102	307,400	396,300	433,000		
	103	308,500	397,400	433,300		
	104	309,500	398,500	433,600		
	105	310,100	399,200	433,900		
	106	311,000	400,100	434,200		
	107	311,800	401,000	434,500		
	108	312,600	401,900	434,700		
	109	313,500	402,700	434,900		
	110	313,900	403,600	435,200		
	111	314,300	404,400	435,500		
	112	314,800	405,200	435,700		
	113	315,400	405,800	435,900		
	114	315,800	406,500	436,200		
	115	316,300	407,200	436,500		
	116	316,800	407,900	436,700		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円	
	117	317,400	408,500	436,900			
	118	317,900	409,000				
	119	318,300	409,400				
	120	318,800	409,800				
	121	319,300	410,200				
	122	319,700	410,500				
	123	320,200	410,800				
	124	320,700	411,000				
	125	321,300	411,200				
	126	321,600	411,500				
	127	321,900	411,800				
	128	322,200	412,000				
	129	322,400	412,200				
	130	322,700	412,500				
	131	323,000	412,800				
	132	323,300	413,000				
	133	323,500	413,200				
	134	323,700	413,500				
	135	323,900	413,800				
	136	324,200	414,000				
	137	324,500	414,200				
	138	324,700	414,500				
	139	325,000	414,800				
	140	325,300	415,000				
	141	325,500	415,200				
	142	325,700	415,500				
	143	326,000	415,800				
	144	326,200	416,000				
	145	326,500	416,200				
	146	326,700	416,500				
	147	327,000	416,800				
	148	327,300	417,000				
	149	327,500	417,200				
	150	327,700					
	151	328,000					
	152	328,300					
	153	328,500					
	再任用 学校職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考
1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ロ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
1			164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
2			165,900	182,300	298,600	269,900	408,200
3			167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
4			168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
5			170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
6			172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
7			174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
8			176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
9			177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
10			179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
11			181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
12			183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
13			185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
14			187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
15			189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
16			191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
17			194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
18			196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
19			198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
20			201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
21			203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22			205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23			206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24			208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25			210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26			211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27			213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28			214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29			216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30			218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31			219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32			221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33			222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34			224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35			226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36			227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37			229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38			230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
39			232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
40			234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
41			235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
42			237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
43			239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
44			240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
45			242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
46			243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
47			245,100	279,600	361,200	382,900	454,200
48			246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
49			247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
50			248,800	285,500	365,500	387,300	455,700
51			250,200	287,400	367,100	388,800	456,200
52			251,300	289,200	368,700	390,200	456,700
53			252,400	290,600	370,100	391,400	457,200
54			253,800	292,700	371,600	392,700	457,700
55			254,800	294,700	373,100	393,800	458,200
56			255,800	296,900	374,600	394,900	458,700

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
57			257,000	298,900	376,100	396,300	459,000
58			258,000	301,300	377,500	397,500	459,500
59			259,100	303,500	378,900	398,700	460,000
60			260,100	306,100	380,200	400,000	460,500
61			261,300	308,300	381,100	401,200	461,000
62			262,000	310,700	382,300	402,200	461,500
63			262,900	313,000	383,500	403,600	462,000
64			263,500	315,200	384,600	404,900	462,500
65			264,500	317,300	385,500	406,100	463,000
66			265,900	319,100	386,700	407,200	463,500
67			267,000	320,700	387,700	408,400	464,000
68			268,300	322,300	388,800	409,500	464,500
69			269,800	324,200	390,000	410,500	465,000
70			271,300	326,300	391,000	411,700	465,500
71			272,600	328,400	392,100	412,900	466,000
72			274,000	330,400	393,300	414,100	466,500
73			274,800	332,500	394,300	414,700	467,000
74			275,800	334,600	395,400	415,500	467,500
75			277,000	336,800	396,500	416,200	468,000
76			278,000	339,000	397,600	416,700	468,500
77			279,200	340,700	398,500	417,000	469,000
78			280,200	342,600	399,400	417,400	469,500
79			281,400	344,300	400,400	417,800	470,000
80			282,300	346,100	401,400	418,200	470,500
81			283,500	347,900	402,200	418,500	471,000
82			284,300	349,700	403,000	418,900	471,500
83			285,300	351,100	403,700	419,300	472,000
84			286,300	352,900	404,500	419,600	472,500
85			287,200	354,100	405,200	419,900	473,000
86			288,100	355,700	406,000	420,300	473,500
87			288,800	357,200	406,700	420,700	474,000
88			289,800	358,700	407,400	421,000	474,500
89			290,800	360,000	408,000	421,300	475,000
90			291,700	361,300	408,700	421,600	475,500
91			292,600	362,700	409,200	421,900	476,000
92			293,400	364,100	409,900	422,100	476,500
93			293,700	365,600	410,300	422,300	477,000
94			294,400	366,900	410,700	422,600	477,500
95			295,100	368,200	411,000	422,900	478,000
96			295,900	369,400	411,300	423,100	478,500
97			296,700	370,400	411,600	423,300	479,000
98			297,500	371,400	411,900	423,600	479,500
99			298,300	372,400	412,200	423,900	480,000
100			299,000	373,400	412,400	424,100	480,500
101			299,900	374,300	412,600	424,300	481,000
102			300,400	375,300	412,900	424,600	481,500
103			300,900	376,300	413,200	424,900	482,000
104			301,400	377,300	413,400	425,100	482,500
105			301,600	378,100	413,600	425,300	483,000
106			302,000	379,000	413,900	425,600	483,500
107			302,300	379,900	414,200	425,900	484,000
108			302,500	380,900	414,400	426,100	484,500
109			302,700	381,700	414,600	426,300	485,000
110			302,900	382,700	414,900	426,600	485,500
111			303,200	383,700	415,200	426,900	486,000
112			303,500	384,700	415,400	427,100	486,500
113			303,700	385,300	415,600	427,300	487,000
114			303,900	386,200	415,900	427,600	487,500
115			304,100	387,100	416,200	427,900	488,000
116			304,400	388,000	416,400	428,100	488,500

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	304,700	388,800	416,600	428,300	
	118	305,000	389,500			
	119	305,300	390,300			
	120	305,600	391,100			
	121	305,800	391,700			
	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用 学校職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考
1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400

再任用
学校職
員以外
の学校
職員

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	
	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用 学校職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

事務職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
1		150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
2		151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
3		152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
4		153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
5		154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
6		155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7		156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8		157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9		158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10		160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11		161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12		162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13		164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14		165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15		167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16		168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17		169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18		171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19		172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20		174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21		175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22		177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23		180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24		182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25		185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26		186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27		188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28		190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29		191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30		193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31		195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32		196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33		198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34		199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35		201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36		202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37		204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38		205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39		206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40		208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41		209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42		210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43		211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44		213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
		45	214,300	260,900	302,200	348,200	396,800
		46	215,600	262,100	303,900	349,600	397,500
		47	216,900	263,400	305,500	351,100	398,200
		48	218,200	264,500	307,200	352,600	398,900
		49	219,200	265,600	308,100	354,200	399,500
		50	220,300	266,600	309,600	355,000	400,100
		51	221,300	267,800	311,100	356,200	400,600
		52	222,300	268,900	312,700	357,200	401,000
		53	223,300	269,900	314,300	358,100	401,400
		54	224,200	270,900	315,900	359,200	401,700
		55	225,100	272,000	317,500	360,100	402,000
		56	226,000	273,100	319,000	361,200	402,300
		57	226,300	274,000	320,500	362,100	402,600
		58	227,100	275,000	321,700	362,800	402,900
		59	227,800	275,900	322,900	363,500	403,200
		60	228,500	277,000	324,100	364,200	403,500
		61	229,200	278,100	324,800	364,600	403,800
	再任用 学校職員 以外の学校 職員	62	230,000	279,100	325,700	365,200	404,100
		63	230,700	280,000	326,500	365,900	404,400
		64	231,300	281,000	327,300	366,600	404,700
		65	231,900	281,500	328,200	366,900	405,000
		66	232,500	282,400	328,600	367,600	405,300
		67	233,100	283,100	329,300	368,300	405,600
		68	233,800	284,000	330,100	369,000	405,900
		69	234,500	285,000	330,900	369,300	406,100
		70	235,100	285,800	331,600	369,900	406,400
		71	235,600	286,600	332,300	370,600	406,700
		72	236,300	287,400	333,000	371,200	407,000
		73	237,000	288,200	333,500	371,500	407,200
		74	237,600	288,700	334,100	372,100	407,500
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	408,500	
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	408,800	
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	409,000	
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	409,200	
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	409,500	
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	409,800	
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	410,000	
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	410,200	
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	410,500	
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	410,800	
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	411,100	
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	411,400	
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	411,700	
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	412,000	
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	412,300	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
	94		294,900	342,600			
	95		295,200	343,100			
	96		295,600	343,500			
	97		295,800	343,700			
	98		296,100	344,100			
	99		296,500	344,500			
	100		296,900	344,800			
	101		297,100	345,100			
	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用 学校職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第5条第2項の給料表

号給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別記第3

第4条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

人事管理に関する報告（意見）

I はじめに

本県は、計画始期を令和4年度とする「埼玉県5か年計画」を新たに策定し、日本の高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて今後取り組む施策を掲げている。

また、数年来猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症を奇貨として、様々な分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた取組を進めている。

こうした時代の転換点に当たり、各施策を県民本位で効果的に実施していくためには、新しい価値観に対応し、変革にチャレンジする人材が不可欠である。

令和3年、本委員会は「定年を段階的に65歳に引き上げるための条例の改正についての意見」を申し出た。これを受けて職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）等が改正されたところである。今後、高齢層職員の能力、経験の活用が公務の推進にとって重要になるものと考え。また、女性職員の活躍推進や若手職員の人材育成など、誰もが働きがいを感じることでできる職場づくりを適切に講じていくことが求められる。

さらに、これまで継続的に取り組んできた仕事と生活の両立支援の推進や総実勤務時間の縮減、新型コロナウイルス感染症の対策業務に従事する職員の負担軽減等の取組も引き続き実行していく必要がある。多様で柔軟な働き方を実現することで公務を担う人材の意欲の向上や生産性の向上につなげ、公務における困難課題の解決に結び付けていかなければならない。

このような状況を踏まえ、本県における人事管理に関する主な課題と取組の方向性について次のとおり報告し、意見を述べるものである。

II 主な課題と具体的方向

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

本県は、超少子高齢社会や激甚化する災害への対策とともに、コロナ禍により大きく変化した生活様式やDXへの対応が求められるなど、大きな変革期を迎えている。このような変革期の中で求められる人材は、時代の変化に対応

するチャレンジャーであり、その確保が本県にとって大きな課題である。

本県採用試験の受験者数は近年減少傾向が続いており、競争倍率も低下傾向である。本県のみならず、他の都道府県や国の採用試験でも同様の傾向が見られ、人材の確保は更に厳しい状況になっていくものと考えられる。

民間では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やこれに伴う緊急事態宣言発出などで落ち込んでいた業績が回復しつつあり、人材需要も旺盛となっている。今後は若年人口の減少が進んでいくことから、民間との間で優秀な人材を奪い合う状況が続いていくといえる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、採用活動の手法にも近年大きな変化が生じている。民間では、採用活動のオンライン化が進み、C B T¹やW e b面接などの活用が広がっており、地方公共団体の一部もこれらの手法を取り入れた採用活動を行っている。さらに、民間では早期に学生と接点を持つためにインターンシップの実施を積極化させるなど採用活動は早期化傾向にある。今後も、これらの本県を取り巻く採用活動の動向や新たな採用手法を研究していく必要がある。

本委員会では、これまで仕事紹介のセミナーやホームページなどで先輩職員の仕事ぶりやメッセージを紹介するなど、様々な手法により本県の仕事の魅力を発信してきた。また、コロナ禍での情報発信として、オンラインでの大学説明会やセミナーの実施、S N Sを活用した情報発信なども行ってきた。令和3年度は、本県の今後の針路や取り組むべき施策をまとめた「埼玉県5か年計画」の動画を作成の上、Y o u T u b eで配信してP Rを行った。

一方で、民間企業が行った学生を対象とした意識調査²では、公務員を就職先の選択肢として考えたことがあるものの、就職活動するには至らなかった者が4割程度いるとの結果も出ている。また、公務員の仕事についての情報量が民間と比べると少ないと感じる者が大多数であるとの結果もある。本委員会は、任命権者とも連携し、公務員の仕事の内容やそのやりがいを更に分かりやすく発信することで、多くの方に公務員を目指していただけるよう取り組んでいかなければならないと考えている。特に、人材の確保が難しい職種では、これまでアプローチしてこなかった大学等にも働き掛けて就職説明会に参加することや、現在就業している層にも周知を行うことなどにより、幅広い方に情報発信していく。

就職活動を始める前の段階である大学1、2年生や高校生など若い層に対しても、現場見学会やインターンシップ

¹ Computer Based Testing の略で、コンピュータを利用した試験方式のこと。

² マイナビキャリアリサーチ Lab 「2023 年卒大学生公務員イメージ調査」2022 年
https://career-research.mynavi.jp/research/20220217_24658/

等を実施し、より多くの方に県の仕事を知ってもらい、志望の動機付けを図るなど採用につながる取組を積極的に進めていく必要がある。

国においては、採用試験受験者数が減少傾向にあることから採用試験の在り方の見直しを喫緊の課題として捉え、民間企業における採用活動の早期化への対応や幅広い人材が受験しやすい試験の実現などを検討しているところである。また、様々な専門分野での経験や知見を有する多様な民間人材を採用するため、経験者採用試験など中途採用の取組を各都道府県にも促している。

国と同様に受験者数の減少、競争率の低下傾向にある本県にとっても、必要とする人材を継続的に確保していくためには、採用試験制度の在り方を検討し、不断の見直しを行っていく必要がある。民間等とのし烈な人材獲得競争に対応できるよう、より多くの人々が受験しやすい試験内容や試験実施時期の前倒しなどの対応も含めて関東近県の動向を注視しつつ、任命権者とも連携して在り方の検討を早急に進めていく。

特に、人材の確保が難しい職種では、現在実施している技術系職種の新方式試験等の検証を進めるとともに、これまで民間への就職を志望していた層や現在就業している層にも受験しやすい試験にするなど、幅広い方々がチャレンジできる試験制度を検討していく必要がある。

多様な経験や知見を有する者を採用する点では、本県は、令和2年度から就職氷河期世代を対象とした職員採用選考を実施している。この職員採用選考は、国において3年間の集中的な支援とされており、令和4年度までの3年間実施する見込みであったが、国が令和5年度からの2年間を就職氷河期世代支援の「第二ステージ」と位置付け、地方公共団体にも積極的な採用を要請することを発表した。本県においても、国の取組の趣旨を踏まえるとともに、今までの結果を検証し、就職氷河期世代を対象とした職員採用選考の継続を検討していく必要がある。

また、国や他の都道府県では、経験者採用試験や採用選考においてデジタル人材（情報、ICT、DX等）の採用区分を新設するなど新たな分野で採用を行おうとする取組も見られる。デジタル人材の確保は、本県のDXを推進していく上でも必要不可欠である。こうした取組事例や国が示した「自治体DX推進のための外部人材スキル標準」などを参考に、デジタル人材に要求されるスキルや経験、職務内容等を整理するとともに、新たな試験区分の導入等を検討し、デジタル人材を確保していく必要がある。

職員の採用に当たっては、職員の定年の引上げに伴う措置も踏まえて対応する必要がある。定年の引上げに際し、当分の間、隔年で定年退職者のいない年度が生じるが、中長期的な視点で安定的な県政運営を進めていくため、職員の年齢構成が偏ることのないようにする必要がある。定年の段階的な引上げ期間中も、必要な規模の新規採用を計画的に行っていくことを引き続き任命権者に求める。

(2) 人材の育成

社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、県民本位の行政を推進するためには、職員一人一人の能力開発を進め、ワンチームとして高い組織力を備えることが重要である。

任命権者においては、職場の上司による指導・助言（OJT）や、彩の国さいたま人づくり広域連合が実施する職員研修などを通じて、人材の育成を効果的に行うことが必要である。

また、行政課題が複雑、高度化する中、任命権者においては、部局別の専門研修や国・民間企業等との人材交流を推進するなど、専門知識を向上させ、課題解決を図ることができる人材の育成に取り組むことが求められる。

特に、本県では、県民の利便性向上、行政の効率的運営等を図るため、行政のデジタル化を推進しているところである。研修の実施に当たっては、オンライン化やオンデマンド化などのデジタル化を推進するとともに、非対面でのやりとりを行う機会の増加など、デジタル化に伴う変化に対応可能な人材の育成を図ることが重要である。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

効率的な県政運営のためには、職員一人一人の意欲と能力の向上を図っていくことが重要である。地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、人事評価を適切に実施し、職員が職務を通じて発揮した意欲や能力、実績等を的確に把握、評価することを要請している。

人事評価制度は、任用や給与をはじめとした人事管理の基礎となるものである。任命権者により定着度合いに差はあるが、再任用職員等を含めた職員に対する制度について、法の趣旨に沿って適切に運用する必要がある。

なお、国においては、今後、社会や公務の変化に適応した人事管理を推進するための方策の一つとして、職員の能力、実績や職責をよりの確に給与に反映する制度を目指すなど、様々な取組や検討がされている。このような動向も注視しつつ、本県の実情に応じて、人事評価制度を適切に運用していくことが求められる。

本委員会が実施する主査級昇任試験については、将来の県政を担う人材を発掘するための重要な試験であるが、受験率が低下傾向にあり、職員の受験意欲の向上を図るための取組が必要である。

そこで、本試験の最終合格者に聞き取りを行い、各自の試験対策や受験した感想などを取りまとめて職員に情報発信しているほか、任命権者と連携して先輩役付職員とのオンライン座談会を実施し、主査級の仕事のやりがいや家庭との両立等についての経験談を聞くことができる機会を提供している。

また、本委員会においては、職員がより受験しやすくするために試験制度の見直しを実施している。

令和2年度の試験から、第1次試験の免除回数を2回から3回に増やし、職員がライフプランに応じて試験に取り

組むことができる仕組みに改めたほか、令和3年度の試験から第2次試験のプレゼンテーション試験を廃止した。

さらに、令和4年度から、本試験の受験可能年齢の上限を「年度末年齢41歳未満」から「同39歳未満」に改め、短期間に集中して取り組む制度とし、受験者の負担軽減を図った。本改正後も、任命権者においては、受験可能年齢を超えた職員のうち、意欲や能力、実績のある者が主査級として活躍することができるような登用について、引き続き実施していく必要がある。

主査級昇任試験の受験に消極的である理由の一つとして、職員自身の経験や能力への不安や、主査級昇任後における仕事と家庭の両立等に関する不安が挙げられる。こうした不安を解消し、受験意欲の醸成を図るためには、任命権者において、職員一人一人の能力や適性に応じた、キャリア形成に資する人事配置や研修、働きやすい職場づくりなどの取組を粘り強く推進していくことが重要である。

より多くの職員が積極的に本試験に挑戦し、将来の県政の中核を担う人材となるよう、引き続き任命権者と連携して取り組んでいく。

2 誰もが活躍できる職場づくり

(1) 女性職員の活躍推進

全ての職員がその能力を存分に発揮することができる職場環境の整備と、多様性が尊重される組織の実現は、女性活躍の推進に寄与するものである。

任命権者においては、「特定事業主行動計画」を策定し、女性管理職の更なる増加に向けた登用の促進や女性職員の職域拡大、職員がキャリアプランを主体的に考える機会の提供など、女性活躍に資する取組を実施している。今後とも、女性職員一人一人の能力や職歴、家庭事情などを十分に考慮して、職域の拡大等を進めていくことが求められる。

一方、令和3年度主査級昇任試験における女性職員の受験率は5割を下回っており、女性管理職の登用を着実に推進するためには、女性職員の受験率の向上を図ることが重要である。

本委員会においては、前述したように主査級昇任試験の受験意欲向上に向けた取組を実施しているほか、知事部局等においては、令和4年度から、主査級昇任試験対象者等が昇任に関する不安等を所属部局内の幹部職員に相談し、助言を聞くことができる「コンシェルジュ」制度を実施するなど、女性職員のキャリア形成や一層の活躍に向けた支援に取り組んでいる。

また、育児や介護などの家庭事情を抱え、キャリア形成に不安を抱く職員に対して仕事と家庭の両立を支援することは、全ての職員が活躍することができる職場づくりに有効である。

任命権者においては、各部局長が「女性活躍『働きやすい職場づくり宣言』」を行い、女性活躍の推進に取り組んでいるところである。幹部職員がこれまで以上に当事者としての意識を持ち、率先して効果的な取組を実施していくことが求められる。

(2) 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年の引上げについては、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立し、地方公務員の定年の段階的な引上げが決定した。これを踏まえて本県においては、本年6月に職員の定年等に関する条例の一部を改正するなど導入に向けた準備を進めている。

組織の活力を維持し、質の高い行政サービスを確保するためには、高齢層職員の能力及び経験を最大限活用するとともに、次世代の職員に対する知識等の伝承を円滑かつ確実に進めていくことが重要である。

任命権者においては、高齢層職員が組織において期待される役割を十分に理解して、直面する行政課題に主体的に取り組むことができるように、研修の充実などを図るとともに、これまで培ってきた知識や経験、専門性を組織に還元できるよう、適性や能力等に応じた人事配置を行うことが求められる。

(3) 障害のある職員の活躍推進

障害のある職員については、各任命権者において障害者活躍推進計画を令和2年4月に策定し、その活躍推進が図られているところである。

職員の採用選考の受験対象者について、身体障害者に加えて、平成30年度には精神障害者、令和元年度には知的障害者まで拡大しており、知事部局、教育委員会等各任命権者の現在の障害者雇用率は法定雇用率を達成している。引き続き障害のある職員一人一人の特性、能力等を把握し、各課所へのヒアリング等を通じて、障害のある職員の活躍の場を広げていくことが求められる。

また、障害の理解促進に向けた研修や、職場における適切なサポートなどにより、障害のある職員が能力や適性を十分発揮できるよう、働きやすい職場づくりを進めていくことが重要である。

(4) 会計年度任用職員の働きやすい環境づくり

会計年度任用職員は、多様化する行政課題に柔軟に対応するため、様々な職種と共に働く地方行政の重要な担い手となっている。会計年度任用職員にとって働きやすい環境づくりについて研究していくことが求められる。

(5) 性の多様性を尊重した職場づくり

本県では、令和4年7月、性の多様性を尊重した社会づくりを推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例(令和4年埼玉県条例第33号)が施行された。

既に、LGBTQに対するハラスメントが生じることがないように、職員向けに基礎知識や心構えなどを解説した「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」(令和3年8月作成)が周知されているが、LGBTQの職員にとって働きやすい勤務環境としていくため、職員に対する研修の実施等、意識啓発の充実に努めることが重要である。

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を踏まえた新たな働き方

本県では、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」(令和3年3月策定)の基本施策の一つとして行政事務のデジタル化を掲げており、これによる各種の取組は新たな働き方につながるものと考えられる。

例えば、テレワークが新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に急速に広まった。育児、介護等に携わる職員が柔軟な働き方ができるメリットがあるだけでなく、非常時における業務継続の観点からも有効な手段といえる。

人事院においては、本年1月、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方についての有識者による研究会が設けられ、検討が進められている。

こうした国の動きも注視しながら、多様な人材が活躍できる新たな働き方として、引き続きテレワークを推進していくべきである。

一方、テレワークについては、仕事の進捗状況の把握や勤務時間の管理などが職場にいる場合と比べ難しい面があることから、管理職と部下職員とのコミュニケーションが重要となる。また、長時間労働につながるおそれも指摘されており、適切なマネジメントが求められる。

なお、テレワークに関する給与面での対応について、人事院は、本年の「職員の給与に関する報告」の中で、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討し、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめていくこととしている。本県においても、国や他の都道府県の状況、民間における在宅勤務手当の支給状況等を踏まえ、テレワークに関する給与面での対応について引き続き検討していく。

また、ペーパーレス化が浸透し、ウェブ会議の開催が進んでいる。遠隔地にいる相手方との打合せをオンラインで

行うことにより、節約できた移動時間を別の業務に充てるなど有効に活用することができる。

さらに、AIチャットボットや音声テキスト化ツール、RPAなど、事務処理を効率化する新たなデジタル技術も登場している。こうした技術を、複雑かつ多様な行政事務において、その業務の性質等を踏まえて活用すれば定型的作業を効率化することができる。これにより生み出された時間を県民との対話や現場での対応、施策事業の企画立案などに振り向けることで、県政の推進と働き方の質の向上につなげることができるものと期待される。

(2) 育児休業の取得促進など仕事と生活の両立支援の推進

仕事と生活の両立支援は、職員の Well-being の実現を図り、組織パフォーマンスを向上させるだけでなく、優秀な人材を確保する上でも重要である。

そこで、両立支援に当たって、次の二点に重点的に取り組んでいくべきである。

一点目は、男性職員の育児休業取得をより一層促進することである。育児休業制度については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、令和4年10月1日から育児休業の取得回数制限が緩和され、従前、子の出生後8週間以内の期間及び8週経過後から3歳になるまでの期間に1回ずつ取得可能であったものが各期間において分割して2回まで、合計4回に分けて育児休業を取得することができるようになるなど制度面の整備は着実に進められている。

一方、育児休業取得率については、知事部局では令和3年度において女性100%に対し、男性53.4%となっており、男性の取得率は上がってきてはいるものの、未だ女性との差は大きい。

その要因の一つとして、男女の意識に違いがあることが挙げられる。令和3年度に本委員会が知事部局等の職員を対象に実施した「男性の育児休業アンケート」における育児休業取得者以外の男性が育児休業を取得しない理由の上位2項目は、「仕事が忙しかったため」（40.9%）、「同僚に迷惑をかけたくなかったため」（37.9%）であった。

こうした点を踏まえると、男性職員及び職場全体の意識改革を引き続き図る必要がある。固定的な性別役割分担意識を見直し、性別に関わりなく制度の活用を希望する職員の担当業務を職場全体でフォローし、育児休業の取得を促進していく職場づくりが求められる。あわせて、人事当局においては、職員の配置換え、担当業務変更、育児休業に伴う代替職員の配置等、安心して育児休業を取得できる措置を引き続き講ずることが求められる。

二点目は、介護との両立支援である。今後、後期高齢者が一層増加することなどを踏まえると、介護との両立の必要性が高まることが予想される。本県では、介護休暇等の既存の介護支援に係る休暇制度に加え、令和5年度から高齢者部分休業制度が新たに導入される。

介護離職を防ぎ、優秀な人材が活躍し続けられるように、各種の制度の周知を行うとともに、必要な際には積極的に制度が活用されるように職場による理解とサポート、高齢者部分休業等に伴う代替職員の配置が求められる。

なお、育児や介護との両立にも資するフレックスタイム制等について、人事院は本年の「公務員人事管理に関する報告」の中で、コアタイムの時間数の短縮等、柔軟化する措置を講ずるとしている。本県では既に知事部局等でフレックスタイム制を導入しているが、こうした国の見直しの動きを注視していく必要がある。

(3) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務の縮減と休暇の取得

令和3年度の県職員一人当たりの時間外勤務は月平均17.6時間であり、令和2年度の16.9時間と比べ増加した。

知事部局における職員一人当たりの時間外勤務は月平均14.0時間であり、令和2年度の12.1時間と比べ増加した。知事部局職員の時間外勤務は部局によって差があり、最多の保健医療部においては、新型コロナウイルス感染症対策の中心的役割を担っていることもあって、職員一人当たり月平均26.8時間であり、令和2年度と比べ21.8%増加した。

職員は、新たな行政需要や県政の重要課題に取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症など非常時の業務にも対応してきている。

時間外勤務縮減のためには、所属長等の管理職が業務を適切に進行管理するとともに、行政事務のデジタル化や、事務事業の見直しを進めていかなければならない。こうした見直しや改善を図ってもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた適切な組織体制や職員配置などにより対応する必要がある。

令和3年における県職員の年次休暇の平均使用日数は11.2日であり、令和2年の10.0日と比べ増加した。

職員が適切に休暇を取得することによって、心身の健康を回復し、仕事と生活の両立が図られ、意欲の向上、ひいては公務能率の向上にもつながることから、計画的な休暇の取得促進など、引き続き休暇を取得しやすい勤務環境づくりに努めていく必要がある。

イ 教職員の働き方改革

現在、長時間労働の是正など、教員の働き方の見直しが全国的な課題となっている。本県も例外ではなく、県立学校における教員の時間外在校等時間の状況については、令和3年度は年360時間以内の教員の割合は全教員の58.8%

であり、41.2%の教員は年 360 時間を超えている。

県教育委員会は、令和 4 年 4 月、「学校における働き方改革基本方針」を改定した。時間外在校等時間が月 45 時間以内、年 360 時間以内の教員数の割合を令和 6 年度末までに 100%にすることを目標に掲げ、多忙化解消及び負担軽減を進めることとしている。今回の改定では、新たに、子供と直接関わらない執務時間を縮減するためのデジタルツールの活用も盛り込まれた。学校の管理職に具体的な活用事例を示しながら業務の見直しに取り組んでいくことが求められる。

部活動については、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 7 月）に基づき、各学校において部活動に係る活動方針が策定されている。部活動の休養日の設定などの取組が進められているところであるが、方針に沿って適切に運用されるよう、引き続き学校の管理職は運用状況の確認や指導に努めていく必要がある。

また、学校現場において、定数どおりの教職員の配置のない未配置並びに教職員の出産休暇、育児休業及び病気休職などの際の未補充が見られる状況にあり、現場の過重な負担が憂慮される。こうした状況が続くことはあってはならないことであり、未配置及び未補充が発生する原因を分析するとともにその対応策を早急に講じ、児童、生徒への教育に支障を及ぼさないようにする必要がある。

加えて、教員の採用選考試験の倍率が近年低下傾向にあり、教育の質をいかに確保していくかが大きな課題となっている。勤務が長時間に及ぶ状況が教員志望者の動向にも影響している可能性があることから、働き方改革は教育の質の確保の面からも極めて重要である。働きやすい環境を整備することで、一人でも多くの優秀な教員を確保し、質の高い教育を提供していくことが求められる。

学校の働き方改革は待ったなしである。県教育委員会は、公立小中学校においても、実効性のある教職員の働き方改革が更に進められるよう市町村教育委員会と連携して取り組む必要がある。

(4) 性の多様性を尊重した勤務条件の整備

本県では、前述のとおり、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例が施行されている。

また、日本政府は、性の多様性の尊重について、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）へ、性の多様性が尊重され、全ての人々が人権を大切に、互いを尊重し、活動的な生活を送ることができる社会を実現する旨報告している。

LGBTQについて、県が令和 2 年 9 月から 10 月にかけて県民に対して実施したアンケート調査（多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査）においては、性的マイノリティへの配慮・支援で職場がすべき取組についての質問で、性的マイノリティの方が「同性カップルにも慶弔休暇や家族手当を適用」を選択した割合は最多の 70.1%とな

っている。

こうした状況を踏まえると、職員の勤務条件について、多様な性の在り方の尊重と平等取扱いの観点から不利益が生じないようにすることが重要と考えられる。例えば、結婚休暇等の各種休暇休業制度や扶養手当等の各種手当制度において、事実上婚姻関係と同様の事情にあるいわゆる事実婚については既に法律婚と同じ取扱いとなっている。同性パートナーに関しても事実婚と同じ取扱いとすることについて検討が求められる。

(5) 心身の健康管理

各任命権者においてメンタル不調の予防、対処のために職員のストレスチェックを実施し、集計、分析により仕事の量的負担の見直しや支援など職場環境の改善に取り組んでいるところであるが、精神疾患を原因とする休職者の割合が依然として高い状況が見られる。引き続き会計年度任用職員を含めた全ての職員に対し、適切な対策を実施していく必要がある。

主として、職員自身によるセルフケアと職場のラインケアの両輪によるメンタルヘルス対策が推進されている。とりわけ管理職が正しい知識を持ち理解を深めることにより未然防止、早期発見に努めるとともに、必要に応じて関係部署、専門機関との連携による適切な対応が求められる。

長期の病気休職者、とりわけ精神疾患の職員の職場復帰に向けては、引き続き医師等と連携しながら、回復状況や本人の意向などを確認しつつ、段階的、計画的に「試み出勤」（リハビリ勤務）を進めるなどにより、円滑な復職を図る必要がある。

また、職員が精神疾患を含めて病気になって療養する場合には、復帰に向けてしっかりと療養に専念できる環境整備が必要である。

なお、組織を能率的で活力のあるものとするためには、職員の健康管理が不可欠であり、執務室の環境にも目を向ける必要がある。新型コロナウイルス感染症対策のための換気の確保や猛暑日の増加等も踏まえ、室温の管理など、執務環境が適切に保たれるよう留意することが重要である。

(6) ハラスメントの防止

本委員会が受け付けた職員からの苦情相談の状況は、ここ数年パワーハラスメントなど人間関係に関する相談が最も多い傾向にあり、令和3年度には全体の過半数を占めている。

各種のハラスメントでは、加害者がハラスメント行為について理解が乏しく、「加害」の意識がないままハラスメン

ト行為を行っているケースがある。

ハラスメント防止推進員の設置など、組織として防止対策が行われているところではあるが、職員一人一人が、各種ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が着実に行われることによって、ハラスメントのない、働きやすい職場づくりが求められる。

(7) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

懲戒処分については、戒告、減給、停職及び免職の合計人数が、令和3年度は令和2年度よりも増加している。

職員は、県民全体の奉仕者であり、県民からの信頼に応えるため、高い倫理感、使命感をもって行動すべきことを改めて深く自覚しなければならない。

各任命権者においては、引き続き職員の不祥事防止に向けた公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図ることが重要である。

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

参 考 資 料

令和4年10月

埼玉県人事委員会

目 次

第 1 職員の給与

令和 4 年職員給与実態調査の概要	1
第 1 表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	3
第 2 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	4
第 3 表 給料表別平均給与月額等	5
第 4 表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その 1 行政職給料表	6
その 2 公安職給料表	7
その 3 研究職給料表	9
その 4 医療職給料表(1)	9
その 5 医療職給料表(2)	10
その 6 医療職給料表(3)	11
その 7 教育職給料表(1)	12
その 8 教育職給料表(2)	13
その 9 学校栄養職給料表	14
その 10 事務職給料表	15
第 5 表 扶養手当の支給状況	17
第 6 表 住居手当の支給状況	17
第 7 表 管理職手当の支給状況	18
第 8 表 単身赴任手当の支給状況	18

第9表	再任用職員の給料表別・級別人員	
その1	フルタイム勤務職員	19
その2	短時間勤務職員	20
第2	民間の給与等	
令和4年	職種別民間給与実態調査の概要	21
第10表	産業別・企業規模別調査事業所数	23
第11表	職種別・学歴別・企業規模別初任給	24
第12表	職種別にみた給与額等	
その1	職員給与と民間給与との比較職種	25
その2	その他の職種	28
第13表	初任給の改定状況	29
第14表	給与改定の状況	29
第15表	定期昇給の実施状況	30
第16表	家族手当の支給状況	30
第17表	特別給の支給状況	31
第18表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	31
第3	人事院勧告	
第19表	人事院による報告及び勧告の概要	32
第4	標準生計費	
	標準生計費の算定方法（令和4年4月）	34
第20表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）	36
第5	労働経済指標	
第21表	労働経済指標	37

第1 職員の給与

令和4年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和4年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、令和4年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

令和4年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

令和4年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

(参考) 各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,635	79.7	6.7	13.5	0.1	63.2	36.8
公安職給料表	11,623	42.6	5.8	51.6	—	87.9	12.1
研究職給料表	306	97.1	1.3	1.6	—	75.5	24.5
医療職給料表(1)	54	100.0	—	—	—	75.9	24.1
医療職給料表(2)	343	86.3	13.4	0.3	—	35.3	64.7
医療職給料表(3)	247	57.9	41.7	0.4	—	11.3	88.7
教育職給料表(1)	9,981	95.6	2.7	1.7	—	56.3	43.7
教育職給料表(2)	22,326	94.2	5.8	0.0	—	44.8	55.2
学校栄養職給料表	50	34.0	66.0	—	—	4.0	96.0
事務職給料表	976	53.5	13.7	32.8	—	44.8	55.2
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	54,542	80.2	5.7	14.1	0.0	59.0	41.0

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区分 給与種目	令和4年4月	令和3年4月
給料	327,325	330,442
扶養手当	7,063	7,443
地域手当	28,792	29,119
住居手当	6,347	6,134
管理職手当	8,837	8,918
その他の手当	4	11
平均給与月額	378,368	382,067

職員数	8,402 人	8,293 人
平均年齢	42.0 歳	42.3 歳
平均経験年数	19.6 年	20.0 年

- (注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いて集計した。
 2 給料には、給料の調整額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他の手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,635	41.5	19.1	323,696	6,878	28,447	6,231	8,599	3	373,854
公安職	11,623	37.9	17.1	334,627	11,626	29,122	4,994	1,783	116	382,268
研究職	306	42.4	19.1	359,566	9,224	31,672	7,734	9,067	0	417,263
医療職(1)	54	43.4	19.3	445,159	7,750	78,399	10,211	37,083	251,089	829,691
医療職(2)	343	40.7	17.3	329,393	4,708	28,311	6,123	4,127	0	372,662
医療職(3)	247	41.4	18.0	330,696	3,970	28,147	5,466	1,882	0	370,161
教育職(1)	9,981	41.0	18.5	368,169	6,825	31,579	7,196	2,658	7,417	423,844
教育職(2)	22,326	38.5	15.9	350,018	6,016	30,215	6,911	5,884	5,114	404,158
学校栄養職	50	42.8	21.5	345,128	2,790	28,924	4,320	0	0	381,162
事務職	976	38.1	16.6	303,505	5,133	25,704	7,459	0	0	341,801
特定任期付職員	1									
全給料表	54,542	39.4	17.2	344,993	7,479	29,905	6,451	4,758	3,725	397,311

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1							1			4
2										1
3										4
4							1			
5			1							3
6										
7									1	3
8										
9	6									
10										
11	2	189								
12		13								
13	14	24	1						2	
14		16							1	
15	2	178	1						4	
16	1	15		1					2	
17	16	34	14							
18		21	6	3					1	
19	6	172	115	2				1		
20	1	16	18	3				1		
21	20	56	50	10						
22		22	29	7				1		
23	3	50	109	4				1		
24		19	84	2				1		
25	22	167	44	5				5		
26	1	24	33	11				1	3	
27	4	49	66	6					4	
28	1	26	50	5					6	
29	221	193	67	8				3	13	
30	2	25	42	16				5	8	
31	12	44	54	17				29	12	
32	7	21	33	17				10	5	
33	248	17	42	12	2			5	3	
34	6	14	25	10				33	10	
35	21	26	50	15	1			13	2	
36	6	6	36	11	2			8	1	
37	194	10	33	12	1			29	2	
38	7	5	25	11	2			20	1	
39	25	9	32	10	2			8		
40	12	12	19	11	5			36		
41	5	5	47	20	3			6	1	
42	4	4	28	10	4			4		
43	5	1	32	20	7			20		
44	3	2	20	6	5			11		
45	8	3	30	14	4			6		
46	6	4	23	14	7			16		
47	3	2	27	18	8			2		
48		1	12	11	8			4		
49	3	3	23	18	7	2		10		
50	2	1	17	20	12	2		6		
51	6	2	20	16	11	26		3		
52	3	2	11	18	10	25		4		

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
53	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
54	3	2	14	18	7	81	1			
55	1	4	18	12	6	66	3			
56	2	1	9	15	14	32	2			
57	3	2	11	20	12	29				
58			13	20	12	30				
59	1		21	14	7	47	1			
60		2	9	18	11	29	1			
61			13	17	10	15	46			
62	1		7	13	7	19				
63	3		8	13	12	40				
64			10	16	6	27				
65	2	2	10	12	15	17				
66			7	15	10	7				
67	4	1	11	18	9	20				
68			8	10	8	17				
69			12	15	16	9				
70			7	17	14	10				
71	4		9	20	14	17				
72			7	11	20	10				
73	3		12	16	22	7				
74			8	12	19	7				
75	3		11	24	48	5				
76			4	13	26	4				
77	2		4	37	20	7				
78	2		15	23	17	2				
79		1	11	48	50	2				
80			5	34	22	3				
81	3		8	38	27	5				
82	2		5	35	13	2				
83			10	46	28	4				
84	1		8	26	16	3				
85	2		13	35	11	83				
86	1		13	25	9					
87	1		16	56	13					
88	2		5	45	4					
89	1		8	66	8					
90			3	48	11					
91	1		4	56	9					
92	1		11	52	10					
93	17		8	826	140					
94		1	2							
95			6							
96			1							
97			6							
98										
99			1							
100			2							
101			2							
102			1							
103			2							
104										
105										
106			1							
107			1							
108										

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
109	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
110			2							
111			1							
112										
113			3							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
人員計	人 974	人 1,520	人 1,800	人 2,268	人 843	人 772	人 352	人 80	人 11	人 15
平均	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	199,790	234,883	296,214	375,502	392,072	410,525	440,965	466,869	504,761	537,649
人員総計	人 8,635	平均 給料月額	円 323,112							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第4表の各表において同じ。)

その2 公安職給料表(警察官に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5				1					
6									
7									
8									
9				1					
10									
11									
12									
13	61			1					
14	35								
15	33	3			1				
16	11	16							
17	136	213	7						
18	9	5							
19	18	34	29						1
20	21	16							
21	107	261	19						
22	2	7	13						
23	43	39	162	1	2				
24	11	22	6						
25	14	203	64		2				
26	2	10	22						
27	5	48	137	3	2	2			
28	1	21	8		2				
29	4	192	89	45	11				
30	3	22	26	7	3				1
31	5	44	153	47	4	1			1
32		25	18	20	1	1			13
33	2	36	98	69	16	2			6
34	3	16	24	17	3				7
35	5	21	131	58	20	2			7
36	1	12	28	18	7			1	3
37	2	21	114	93	34	2			1
38		9	21	28	11	3			6
39	1	10	120	68	25	2			1
40	1	6	31	24	6	2			
41	2	14	127	87	27	4	3		5
42	1	4	31	28	8	3			
43		7	98	96	38	5		1	1
44		6	34	25	14	4		1	2
45	1	5	51	92	33	5	4	4	3
46	1	4	20	40	14	3	1	4	
47	1	9	80	98	47	6	3	21	
48	2	3	38	34	15	3	4	6	
49	1	8	48	109	37	4		10	
50		2	27	32	27	2	1	4	
51	1	6	45	107	43	7	2	10	
52		3	14	48	25	2	4	7	
53	1		32	109	43	9	12	11	
54		1	14	40	27	9	3	5	
55			39	115	40	7	34	6	
56			13	37	23	1	22	8	

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
57			2	23	110	49	6	16	5	
58			1	10	39	27	6	7	3	
59			1	43	108	31	7	21	2	
60	1			5	49	24	7	9	6	
61			1	32	97	38	8	19	30	
62				19	38	23	4	9		
63				36	86	26	4	7		
64				12	52	24	5	11		
65				38	104	35	6	14		
66				17	47	31	2	8		
67				26	86	39	1	12		
68				10	45	25	7	8		
69				30	90	61	4	7		
70				12	49	28	5	4		
71				16	64	34	11	11		
72				5	54	27	5	7		
73				8	83	70	5	9		
74				5	38	29	2	7		
75				2	86	45	8	12		
76				1	56	28	6	7		
77				2	56	44	5	4		
78				1	45	22	16	4		
79				3	54	30	6	9		
80					29	25	7	2		
81					70	37	8	7		
82					35	18	12	3		
83					36	27	111	3		
84			1	20	28	19		6		
85				38	29	11		62		
86			1	37	16	6				
87			1	39	26	13				
88				24	24	11				
89				26	19	9				
90				25	14	9				
91				27	17	4				
92				21	16	3				
93				23	144	37				
94				15						
95				24						
96				18						
97				16						
98				14						
99				24						
100				18						
101				32						
102				7						
103			1	23						
104				12						
105				16						
106				12						
107				28						
108				12						
109				16						
110				6						
111				34						
112				9						

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
113					14					
114					11					
115					23					
116					12					
117					17					
118					21					
119					15					
120					19					
121					29					
122					24					
123					19					
124					29					
125					213					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計		人 548	人 1,389	人 2,392	人 4,366	人 1,840	人 487	人 398	人 146	人 57
平均 給料月額		円 207,668	円 237,119	円 276,968	円 357,344	円 405,408	円 424,690	円 442,427	円 459,269	円 479,564
人員総計		人 11,623	平均 給料月額	円 334,602						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9		3			
10					
11			7		
12					
13		4	3		
14					
15			2		
16		1			
17		8	4		
18		1			
19		1			
20			1		
21		8	2		
22		1			
23		1	3		
24			2		
25		8	1		
26		1	3		
27			2		1
28					
29		5			
30		1			
31		5	4		
32			1		
33		3	5		
34			2		
35		5	2		
36			1		
37		5	2		
38					
39			2		
40		1	1		
41			3		
42			2		
43			2		
44		1	1		
45		1	3		
46					
47			3	11	
48			1	2	
49		1	2	2	
50			1		
51		1	1	14	
52				2	
53			2		
54			2		
55				7	
56			3		
57			1		
58		1	2	1	
59				6	
60				3	
61			1	4	
62				2	
63			3	2	
64			1	1	
人員計	人 0	人 72	人 171	人 62	人 1
平均 給料月額	円 0	円 256,040	円 377,151	円 429,617	円 463,265
人員総計	人 306	平均 給料月額	円 359,566		

その4 医療職給料表(1)（病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16				
17	1	1		
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24	1			
25	3			
26				
27				
28				
29	3			
30				
31				
32				
33		1		
34				
35	3			1
36				
37	1	1		
38				
39	1			
40			1	
41	1			
42				1
43				
44				
45		1		
46				
47				
48				
49		1		
50				
51				1
52				
53	1	1		
54			1	
55			1	
56				1
人員計	人 21	人 15	人 13	人 5
平均 給料月額	円 331,290	円 460,160	円 523,862	円 556,580
人員総計	人 54	平均 給料月額	円 434,307	

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3			1					
4								
5		2						
6			1					
7			10					
8								
9		1	1					
10								
11			8					
12								1
13		4	1					
14								
15			5	1				
16		1		2				
17		5	4	9				
18			2	1				
19			12	2				
20				2				
21			1	7				
22			1	2				
23	1		9	3				
24				5				
25		1	1	5				
26		1		4				
27			1	3				
28				1		6		
29				5				
30			1	4				
31				3	1			
32		1	1	5	1			
33				5	1			
34				4				
35				5				
36				6	2			
37				2				
38			1	1	1			
39		1		4				
40				5	1			
41				3				
42					2			
43				1				
44		1		2		4		
45		1		2	2			
46						1		
47				5				
48				2	3	8		
49				1				
50					1			
51					1			
52					4	4		
53				3	1			
54				2				
55				1	3			
56				1	3	4		
57				1		3		
58						1		
59	1				1	2		
60						1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
61					2			
62					1			
63				1	2	1		
64				1	2	2		
65					1	15		
66								
67								
68								
69								
70					1			
71								
72					1			
73					2			
74								
75					2			
76								
77								
78					2			
79								
80					1			
81					2			
82					1			
83					3			
84								
85					30			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 2	人 19	人 61	人 123	人 83	人 48	人 6	人 1
平均 給料月額	円 211,470	円 220,783	円 248,882	円 300,100	円 382,461	円 409,919	円 432,895	円 471,898
人員総計	人 343	平均 給料月額	円 324,203					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
級	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3			8				
4							
5			4				
6							
7			3				
8			1	1			
9			2				
10							
11			3				
12							
13		1	2				
14			1				
15		10	4				
16							
17		2	1				
18		1					
19		8	1				
20							
21			4				
22		1					
23		1	2				
24							
25		1	3				
26							
27			1				
28							
29			2				
30							
31			5				
32							
33			2	1			
34		2	1				
35			4	2			
36			2	2			
37			4	5			
38				1			
39			2	3			
40			2	2			
41			1	2			
42				2			
43			3	1			
44			1	1		5	
45						5	
46						1	
47			1	2			
48			1			1	
49			1	2		1	
50			2	1			
51			1				
52		1				2	
53				1			
54					1		
55				2		1	
56			1				
57			1	1	2		
58							
59			1	1			
60					1		

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
級	人	人	人	人	人	人	人
61					1		
62				2			
63			1				
64			1				
65			1	2			
66				1			
67							
68							
69					2		
70				1			
71				1	1		
72			1	1			
73			2	3	1		
74				1	1		
75				1			
76			1				
77					1		
78					2		
79					1		
80							
81			1				
82				1			
83					2		
84				1			
85				1	2		
86					2		
87				2	2		
88					1		
89			2	1	2		
90					2		
91					1		
92			1		2		
93				1	30		
94							
95							
96							
97							
98				1			
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 28	人 89	人 54	人 60	人 16	人 0
平均 給料月額	円 0	円 228,288	円 281,685	円 335,485	円 395,244	円 420,053	円 0
人員総計	人 247	平均 給料月額	円 323,942				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57	3	58	3	1	
2						58	2	64	2	2	
3						59	3	191	3	3	
4						60	1	26	2	4	
5		138				61	3	61	3	3	
6		1				62	2	60	2	6	
7		7				63	1	151	1	3	
8		4				64	1	61	1	8	
9		124				65	1	37	1	5	
10						66	2	57	1	8	
11		15				67	2	127	2	5	
12		14				68	2	52	2	4	
13		139				69	2	62	2	7	
14		7				70		59	1	5	
15		23				71	5	103	4	6	
16		23				72		66	3	3	
17		101				73	1	48	2	5	
18		5				74		52	1	11	
19		128				75	3	71	3	5	
20		13				76	2	63	4	3	
21		81				77	4	47	4	4	
22		11				78	1	41	1	4	
23		153				79	6	70	1	2	
24		23				80	1	62	2	7	
25	1	103				81	3	36	1	4	
26		28				82	5	40	2	9	
27		198				83	1	55	1	6	
28		31				84	3	47	2	8	
29		82				85	2	52	1	11	
30		27				86	2	43	1	7	
31	1	222				87	1	52	1	5	
32		24				88	3	38	1	1	
33	1	73				89	2	44	1	5	
34		41				90		51	1	10	
35	1	209				91	1	44	4	4	
36		32				92	4	33	1	4	
37		82				93	1	32	1	4	
38		66				94	3	36	1	1	
39	1	200	3			95	3	41	2		
40	1	34				96	1	54		1	
41	3	67				97	4	65	1		
42	1	57	2			98	1	51	2		
43		211	1			99	4	50	2		
44		20	1			100	2	61	1		
45	1	36	2			101	2	51	1		
46	2	38	4			102	2	38			
47	2	86	3			103	5	43	1		
48	3	32	1			104	1	55			
49		53				105	3	40			
50	2	61	1			106	2	29			
51	2	176	3			107		37			
52	1	39	1			108	1	47			
53	2	60	2			109	6	49			
54		59	1			110	2	46			
55		185	1			111	1	27			
56	2	30	4			112	5	41			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
113	人 5	人 32	人	人	人
114	4	39			
115	1	41			
116	2	36			
117	3	41			
118	2	31			
119	7	26			
120	3	34			
121	3	45			
122	10	39			
123	2	36			
124	3	39			
125	1	37			
126		43			
127	1	37			
128	2	29			
129	2	52			
130		41			
131		60			
132	1	62			
133		79			
134	1	107			
135		147			
136	2	149			
137		192			
138	1	221			
139		199			
140		189			
141		139			
142		143			
143	1	47			
144		41			
145		9			
146	1	6			
147		9			
148		1			
149	1	17			
150					
151	1				
152					
153	1				
人員計	人 192	人 9,284	人 99	人 233	人 173
平均 給料月額	円 294,181	円 346,603	円 403,333	円 450,259	円 481,141
人員総計	人 9,981	平均 給料月額 円 350,909			

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7		2			
8					
9					
10					1
11		1			
12					
13					
14					2
15		3			1
16					
17		452			
18					1
19		11			
20		11			7
21		518			15
22		5			29
23		23			38
24		21			55
25		562			72
26		8			70
27		30	1		52
28		30			35
29		242			53
30		6			51
31		441			52
32		45			29
33		210			46
34		24	1		47
35		494			44
36		45	2		23
37		205	4		35
38		36	3		42
39		604	15		21
40		65	1		20
41		175	9		23
42		52	3	1	22
43		641	23	1	13
44		72	7	3	18
45		143	8	2	15
46		108	6	2	14
47		624	17		13
48		55	13	4	6
49		129	11	2	13
50		127	5	4	4
51		628	28	1	10
52		79	16	7	5
53		134	13	5	3
54		123	9	7	
55		557	8	7	
56		38	17	9	
57		68	7		11
58		67	8		15
59		143	9		5
60		49	7		9
61		130	13		10
62		140	19		13
63		548	14		20
64		79	12		20
65		150	12		12
66		144	9		23
67		507	4		22
68		82	11		25
69		146	7		27
70		148	7		13
71		484	14		22
72		78	11		29
73		142	15		21
74		145	6		15
75		354	6		19
76		128	9		22
77		128	6		31
78		170	5		21
79		263	8		17
80		184	12		29
81		119	5		23
82		131	5		34
83		195	11		17
84		191	7		30
85		105	10		37
86		104	7		22
87		149	5		23
88		147	4		25
89		129	4		27
90		108	4		28
91		106	2		23
92		121	3		19
93		91	1		39
94		110			24
95		121	3		15
96		103	1		25
97		97	2		23
98		97	1		23
99		118	4		20
100		97	3		16
101		82	1		21
102		108	2		17
103		95	1		13
104		63	1		11
105		74			13
106		88			4
107		90	2		9
108		101			
109		122			3
110		85			
111		95			1
112		107			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113		109			
114		81		1	
115		76			
116		93			
117		76			
118		61			
119		60			
120		63			
121		67			
122		73			
123		61			
124		59			
125		74			
126		56			
127		50			
128		55			
129		62			
130		41			
131		53			
132		46			
133		67			
134		51			
135		65			
136		48			
137		45			
138		53			
139		60			
140		62			
141		61			
142		74			
143		87			
144		96			
145		164			
146		192			
147		215			
148		219			
149		216			
150		208			
151		167			
152		139			
153		110			
154		80			
155		19			
156		38			
157		3			
158					
159		2			
160					
161		32			
人員計	人 0	人 19,694	人 540	人 1,092	人 1,000
平均 給料月額	円 0	円 325,102	円 386,790	円 422,219	円 452,001
人員総計	人 22,326	平均 給料月額	円 337,028		

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18			1		
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27				2	
28					
29					
30					
31				2	
32					
33				1	
34					
35					
36				1	
37				1	
38				2	
39				2	
40					
41					
42				2	
43					1
44				3	1
45			1	1	
46				1	
47					
48				3	
49				1	
50					1
51					
52				2	
53					1
54					
55					1
56					
57				1	
58				1	
59					
60					
人員計	人 0	人 0	人 2	人 26	人 22
平均 給料月額	円 0	円 0	円 270,687	円 315,670	円 386,708
人員総計	人 50	平均 給料月額	円 345,128		

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
級	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	2					
10				1		
11		13		1		
12						
13	5	5				
14		3				
15	1	7				
16		3				
17	10	14	4	1		
18			1			
19	5	13	6	2		
20		3	2	3		
21	13	22	1	5		
22		2	2	2		
23		11	20	4		
24	1	1	3	5		
25	12	20	8	2		
26		1	1	5		
27	2	11	26	5		
28		4	4	7		
29	15	16	7	2		
30		4	6	2		
31	10	6	28	9		
32			8	2		
33	12	1	5	2		
34		1	6	5		
35	9	4	21	3		
36			6	3	1	
37	11	3	6	15		
38	3	1	6	5		
39	16		7	4		
40	3		5	5		
41	1		3	4	1	
42	1		3	2		
43	1		1	3	1	
44	1		2	7		
45	1			11	1	
46	1		2	4		
47			1	4		
48		1	1			
49				5		
50	1		3	8	1	
51			2	4	2	4
52			1	2		8
53	2			8		12
54			1	1	1	41
55				5	3	23
56				3	1	

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
級	人	人	人	人	人	人
57			1	3	1	
58			2			
59			2	1	3	
60			1	1	1	
61				2	4	
62	1			2		
63				4	3	
64					1	
65				1	2	
66					1	
67				2	3	
68					1	
69				3	4	
70				1	1	
71				1	1	
72				2	1	
73				4	14	
74				2	3	
75				2	5	
76				1	3	
77				1	9	
78				1	2	
79				1	1	
80				2	2	
81				5	5	
82				2	3	
83					4	
84				1	7	
85				3	1	
86				1	6	
87					2	
88					2	
89				2	3	
90						
91				1	1	
92				1	2	
93	1			5	18	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		人	人	人	人	人	人
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
人員計		人 142	人 170	人 215	人 229	人 132	人 88
平均 給料月額		円 192,718	円 234,887	円 284,837	円 348,795	円 393,273	円 407,933
人員総計		人 976	平均 給料月額	円 303,505			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		20,146 人
扶養親族の種類	配 偶 者	9,418 人
	子	30,647
	うち特定期間にある子	6,925
	父 母 等	902
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0 人
手当受給者1人当たり平均手当月額		20,249 円

(注) 現行の支給月額、配偶者は6,500円(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級は3,500円)、子は1人につき10,000円、父母等は1人につき6,500円(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級は3,500円)である。ただし、行政職給料表9級以上及びこれに相当する職務の級は、子を除き、支給しない。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を指し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		13,154 人
	手当月額28,000円未満の受給者	4,364
	手当月額28,000円の受給者	8,790
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,747 円

(注) 現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	知事部局等	部長	副部長	課長	副課長				
県立学校等		校長		教頭		事務部長	事務長		
警察本部		参事官 警察署長	課長 副署長	主席調査官	次席				
受給者	人 30	人 1,307	人 389	人 1,832	人 8	人 54	人 118	人 3,738	円 69,432

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	km 100 未満	km 100 ～ 300	km 300 ～ 500	km 500 ～ 700	km 700 ～ 900	km 900 ～ 1,100	km 1,100 ～ 1,300	km 1,300 ～ 1,500	km 1,500 ～ 2,000	km 2,000 ～ 2,500	km 2,500 以上		
受給者	人 43	人 3	人 1	人 1	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 48	円 31,333

(注) 「100～300」は、「100km以上300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

第9表 再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	389		20	204	80	69	12	3		1	
公安職給料表	73				24	14	33	2			
研究職給料表	21			16	4	1					
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	23			7	9		7				
医療職給料表(3)	5			2		3					
教育職給料表(1)	1,072		996		69	7					
教育職給料表(2)	1,251		1,202			49					
学校栄養職給料表	3				3						
事務職給料表	64			64							
給料表計	2,901										
60歳	797										
61歳	697										
62歳	632										
63歳	447										
64歳	328										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	計										
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	119		98	21							
公安職給料表	0										
研究職給料表	3		3								
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	3			3							
医療職給料表(3)	2			2							
教育職給料表(1)	457		441		16						
教育職給料表(2)	405		405								
学校栄養職給料表	0										
事務職給料表	2			2							
給料表計	991										
60歳	110										
61歳	162										
62歳	185										
63歳	269										
64歳	265										

第2 民間の給与等

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和4年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,096事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって24層に層化し、これらの層から474事業所を無作為に抽出し、調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は15,675人であり、うち行政職相当職種が14,959人（初任給関係613人、初任給関係以外14,346人）、その他の職種が716人である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は86,832人であり、このうち、行政職相当職種は79,544人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		385	193	148	44
農 業 ， 林 業 、 漁 業		—	—	—	—
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		15	6	4	5
製 造 業		182	74	89	19
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 ， 郵 便 業		73	43	22	8
卸 売 業 ， 小 売 業		26	18	7	1
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		19	13	4	2
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		70	39	22	9

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が10所、調査不能の事業所が79所あった。
- 2 調査対象事業所474所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所10所を除いた464所に占める調査完了事業所385所の割合（調査完了率）は、83.0%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（次表において同じ。）。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	209,911 円	206,965 円	211,486 円	220,633 円
	短 大 卒	186,992	194,912	183,822	187,610
	高 校 卒	171,701	172,350	170,716	172,000
新 卒 技 術 者	大 学 卒	212,262	213,944	211,531	209,751
	短 大 卒	188,737	187,365	185,449	198,504
	高 校 卒	176,100	174,280	177,878	—
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	210,755	208,861	211,507	217,069
	短 大 卒	187,918	188,796	184,582	190,983
	高 校 卒	173,741	173,228	174,586	172,000

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長 工場長	46	54.1	706,371	5,033	701,338	構成員50人以上の支店(社)又は 工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職7、8級 企業規模100人未満 行政職6、7級
	部長	790	52.9	668,874	3,564	665,310	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次長	246	52.1	594,839	8,721	586,118	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(職能資格等が部長と課長 の間に位置付けられる者)	同 上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課 長	1,728	49.9	579,458	10,609	568,849	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職5、6級 企業規模100人未満 行政職5級
	課長代理	421	47.8	557,968	65,336	492,632	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長の間に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職5、6級 企業規模100人以上500人未満 行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
	係 長	2,126	45.6	486,875	75,430	411,445	係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職3、4級 企業規模100人以上500人未満 行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	主任	2,025	42.6	395,638	52,749	342,889	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の間に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職2級 (一部は3、4級) 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 (一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級 (一部は3級)
	係員	6,964	37.5	335,703	44,109	291,594		

その2 その他の職種

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
研 究 所 長	3	53.9	791,769	0	791,769	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研 究 部(課)長	42	50.7	814,234	196	814,038	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室(係)長	37	44.0	813,940	16,936	797,004	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員	97	44.9	486,462	3,030	483,432	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研 究 員	125	37.5	395,405	36,670	358,735	
研 究 補 助 員	41	30.5	316,931	42,009	274,922	

第13表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	27.3	(37.3)	
高 校 卒	13.3	(46.7)	(50.8)	(2.5)	86.7	

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見えた場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
		係 員	38.8	6.1	1.1
課 長 級	24.6	11.6	0.5	63.3	

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		91.1	90.1	26.1	5.8	58.2	1.0	8.9
課長級		75.5	74.4	19.5	5.0	49.9	1.1	24.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		80.6 %
配偶者に家族手当を支給する		65.5 %
家族手当制度がない		19.4 %
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,658 円
	配偶者と子1人	18,770 円
	配偶者と子2人	24,748 円

(注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は81.2%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 特別給の支給状況

項 目		金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	380,843 円
	上半期 (A ₂)	382,828 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	832,482 円
	上半期 (B ₂)	843,777 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.19 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.20 月分
年 間 の 平 均		4.39 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

第18表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.3	46.7	46.3	53.7	44.9	55.1

第3 人事院勧告

第19表 人事院による報告及び勧告の概要

給与勧告の骨子

- 本年の給与勧告のポイント
～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～
- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 921円(0.23%)
〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕
〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

- 俸給表
 - ① 行政職俸給表(一)
民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定(平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕)
 - ② その他の俸給表
行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分
民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

- (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し
博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施
- (2) テレワークに関する給与面での対応
テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組
令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員のWell-being実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（令和4年4月）

「家計調査」（総務省）等に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和4年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和4年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考1) 1人世帯の算定方法

$$1 \text{ 人世帯の標準生計費 (さいたま市)} = 1 \text{ 人世帯の標準生計費 (全国)} \times \frac{\text{費目別平均支出金額 (さいたま市)}}{\text{費目別平均支出金額 (全国)}}$$

1人世帯の標準生計費(全国)については、令和元年の「全国家計構造調査」(総務省)及び「全国単身世帯収支実態調査」(同省)を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

(参考2) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～令和3年12月の「家計調査」の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第20表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月)

さいたま市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	35,860	45,450	58,210	70,960	83,720
住居関係費	46,920	83,210	66,400	49,590	32,780
被服・履物費	4,830	3,330	5,210	7,090	8,980
雑費Ⅰ	31,690	52,110	74,930	97,750	120,540
雑費Ⅱ	10,210	18,880	22,440	25,990	29,550
計	129,510	202,980	227,190	251,380	275,570

第5 労働経済指標

第21表 労働経済指標

項目 年度 年月	① しまつて支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)							③ 所定外給与 (調査産業計)		④ 総実労働時間数 (調査産業計)				⑤ 所定外労働時間数 (調査産業計)				⑥ 消費支出 (名目) 二人以上の世帯 二人以上の世帯のうち勤労者世帯								⑦ 消費者物価指数 (総合)		⑧ 国内企業 物価指数
	埼玉県		全国		埼玉県			全国				埼玉県	全国	埼玉県	全国	埼玉県	全国	さいたま市		全国		さいたま市	全国	さいたま市	全国	さいたま市	全国					
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	時間	時間	時間	時間	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比		
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円	時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%		
令和2年度	255.3	△ 4.2	293.3	△ 1.0	237.6	△ 2.8	—	271.5	0.1	—	17.7	21.8	132.1	140.0	9.4	10.6	317.9	△ 7.0	276.2	△ 5.2	366.3	△ 0.3	304.5	△ 5.0	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.5					
令和3年度	256.2	0.4	298.2	1.7	237.1	△ 0.2	—	274.4	1.1	—	19.1	23.8	133.7	142.5	10.8	11.7	321.3	1.1	280.9	1.7	343.1	△ 6.3	311.2	2.2	△ 0.1	0.1	7.1					
令和3年1月	249.6	△ 4.9	293.0	0.0	232.0	△ 3.8	38.0	270.0	0.4	25.3	17.6	23.0	126.2	135.1	9.6	11.0	328.9	△ 2.8	267.8	△ 6.8	366.8	2.2	297.6	△ 4.8	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.8					
2月	251.4	△ 3.7	292.8	△ 0.3	233.7	△ 2.7	37.7	269.9	0.3	25.4	17.7	22.9	129.7	135.4	10.2	11.1	259.5	△ 16.0	252.5	△ 7.1	285.1	△ 12.2	280.8	△ 7.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.9					
3月	255.0	△ 2.6	297.3	1.1	237.1	△ 2.0	38.6	273.7	1.5	25.0	17.9	23.7	134.7	145.1	10.6	12.0	330.3	△ 11.4	309.8	6.0	377.3	△ 1.7	344.1	6.7	△ 0.8	△ 0.4	1.0					
4月	258.0	△ 0.8	300.3	1.6	239.0	△ 0.9	38.0	275.9	1.1	24.6	19.0	24.4	139.9	150.4	11.2	12.1	354.8	△ 0.7	301.0	12.4	399.6	△ 13.0	338.6	11.5	△ 1.6	△ 1.1	3.8					
5月	253.8	0.4	294.9	2.6	235.9	△ 0.6	37.1	272.1	1.4	24.7	17.9	22.8	129.2	136.0	10.4	11.1	294.9	△ 8.2	281.1	11.5	283.7	△ 26.0	317.7	13.1	△ 1.2	△ 0.8	5.0					
6月	261.1	1.4	297.2	2.1	242.3	0.5	36.8	274.4	0.8	24.8	18.8	22.8	138.8	146.9	10.9	11.4	277.8	△ 24.1	260.3	△ 4.9	281.6	△ 40.2	281.2	△ 5.8	△ 0.8	△ 0.5	5.0					
7月	255.9	△ 0.7	297.7	1.7	236.7	△ 1.6	37.6	274.0	0.7	25.0	19.3	23.7	137.2	146.9	11.0	11.9	295.6	△ 7.1	267.7	0.3	340.8	△ 9.1	302.8	4.9	△ 0.6	△ 0.3	5.6					
8月	254.5	0.0	295.0	1.3	235.9	△ 0.6	37.8	271.9	0.7	25.0	18.6	23.1	123.4	135.8	9.3	10.9	301.8	8.6	266.6	△ 3.5	299.1	△ 5.6	294.1	△ 3.4	△ 0.6	△ 0.4	5.7					
9月	255.8	△ 0.5	296.3	1.2	237.5	△ 0.8	37.7	273.6	0.7	25.0	18.3	22.7	133.0	141.4	10.7	11.3	310.7	4.4	265.3	△ 1.7	347.3	3.4	295.8	△ 2.8	△ 0.1	0.2	6.2					
10月	256.1	△ 0.5	298.6	0.8	237.2	△ 0.8	37.9	275.1	0.5	25.1	18.9	23.4	136.6	144.8	11.1	11.7	355.8	24.9	282.0	△ 0.5	403.7	37.1	312.7	0.1	0.0	0.1	8.2					
11月	258.1	1.8	298.0	1.3	238.8	1.6	37.6	273.9	1.0	25.3	19.2	24.1	137.6	145.8	11.2	12.1	309.5	△ 2.4	277.0	△ 0.6	316.1	△ 5.0	304.2	△ 0.4	0.7	0.6	9.1					
12月	261.2	1.8	298.6	1.2	240.8	1.5	37.6	273.7	0.7	25.4	20.4	24.8	136.9	144.5	11.7	12.3	360.5	1.4	317.2	0.7	386.6	△ 3.0	344.1	3.1	0.7	0.8	8.6					
令和4年1月	252.5	1.0	298.9	2.0	232.8	0.4	37.7	274.7	1.8	24.5	19.7	24.2	128.1	136.9	10.7	11.8	344.8	4.8	287.8	7.5	332.5	△ 9.4	314.4	5.6	0.6	0.5	9.1					
2月	252.3	0.4	299.5	2.3	232.8	△ 0.3	37.5	275.2	1.9	24.3	19.6	24.4	129.0	136.6	10.7	11.9	292.7	12.8	257.9	2.2	312.3	9.5	285.3	1.6	0.9	0.9	9.4					
3月	255.2	0.1	304.0	2.2	235.4	△ 0.7	37.5	278.9	1.9	24.2	19.8	25.0	134.4	144.5	11.0	12.6	357.2	8.1	307.3	△ 0.8	413.9	9.7	343.7	△ 0.1	1.1	1.2	9.4					
4月	260.0	0.8	307.9	2.5	239.2	0.1	36.6	281.9	2.2	24.2	20.8	26.0	139.6	149.0	11.8	12.9	364.1	2.6	304.5	1.2	417.9	4.6	344.1	1.6	2.4	2.5	9.8					

資料出所: ①～⑤県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」 ⑥総務省「家計調査」 ⑦県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」 ⑧日本銀行「企業物価指数」

(注) 1 ①、②、⑦、⑧は令和2年平均=100(ただし、⑦、⑧の令和2年度は平成27年平均=100)とした指数を基礎としている。
2 ①～⑤は事業所規模30人以上の数値である。